

海老名市新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急経済対策（第3弾） ～中小企業等事業継続支援金の交付対象を全業種に拡大～

新型コロナウイルスの影響で売上げが減少した中小企業などに、上限30万の支援金を交付する「中小企業等事業継続支援金」の交付対象業種を全業種に拡大します。

これは、経済的影響を受けているより多くの業種・業態の中小企業を支援するため、全業種への拡大のほか新規開業者も対象に含めるなど事業内容を拡充するもので、補正予算で3億円を計上しました。

【拡充内容】

1 対象業種

全業種を対象とします。（風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」および当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、政治団体、宗教上の組織もしくは団体は除く）

2 対象月

令和2年3月・4月・5月いずれかの売上高を前年同月と比較します。

3 新規開業者

令和2年2月29日までに操業開始している事業者も対象とします。この場合、売上高の比較対象月は同年1月又は2月とします。

4 申請期限

令和2年8月31日（月）までに延長します。

◆現行の制度

令和2年3月又は4月いずれかの売上高が前年同月と比べて、20%以上減少している中小企業および個人事業主（1月1日までに操業開始している、小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業を営んでいる市内事業者）に対し、上限30万円を交付。申請期限は6月30日（火）まで。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市経済環境部商工課 電話046・235・4843

